

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年5月18日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 14時32分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

| | |
|-----------|---------------|
| 教育長 小田嶋 満 | 教育長職務代理者 岡田 弘 |
| 委員 高橋 美里 | 委員 岩切 貴乃 |
| 委員 石井 孝 | 委員 田中 雅文 |

【出席職員】

| | |
|------------------|---------------------|
| 教育次長 石井 宏之 | |
| 総務部長 森 有作 | |
| 教育政策室長 田中 一平 | |
| 教育環境整備推進室長 谷村 元 | |
| 職員部長 小澤 毅夫 | |
| 学校教育部長 大島 直樹 | |
| 健康給食推進室長 鈴木 徹 | |
| 生涯学習部長 岸 武二 | |
| 総合教育センター所長 佐藤 公孝 | |
| 庶務課長 日笠 健二 | |
| 庶務課担当課長 瀬川 裕 | |
| 教育政策室担当課長 二瓶 裕児 | |
| 庶務課課長補佐 田中 誠志 | 指導課指導主事 武田 弦 |
| 庶務課担当係長 桑原 佑輔 | 教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明 |
| 指導課担当課長 五味 博 | 教育環境整備推進室課長補佐 竹下 研 |

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時までといたします。

3 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 2、議案第6号及び議案第7号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2、議案第6号及び議案第7号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

庶務課、日笠と申します。よろしくお願いいたします。

「報告事項 No. 1 叙位・叙勲について」御報告させていただきますので、資料のほうをごらん願います。

令和2年10月から令和3年3月までの間に、受章が確定された方々でございます。秋の叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が5名、高齢者叙勲を受けられた方が5名となっております。それぞれ受賞をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載したとおりでございます。いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功労に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項 No. 1 につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 1 は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第 5 号 令和 4 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第 5 号 令和 4 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 5 号の「令和 4 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」をごらんください。説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきます。

まず、1 の「募集定員」をごらんください。募集定員につきましては 1 2 0 名、3 学級分といたします。

次に、2 の「志願資格」をごらんください。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者といたします。

次に、3 の「志願手続」をごらんください。(1) の「志願の範囲」については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページをごらんください。4 の「検査方法」についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。

次に、6 の(1) の「合否決定」についてでございますが、検査の結果と小学校が作成する調査書による総合的な選考により、上位 1 2 0 名を合格者と決定いたします。

次に、8 の「入学手続」の(3) についてでございますが、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰上げ合格者を決定いたします。

説明は以上でございますが、県内にあります神奈川県立及び横浜市立の中高一貫教育校におきましても、本市と同じ 2 月 3 日に検査を実施することを補足いたします。

なお、本要綱に関しましては、御承認いただいた後、速やかに公告し、川崎市ホームページ等を通して、志願者へ周知してまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

2年前でしたっけ、高校の入試がなくなって、今、中学校3クラス、高校3クラスという形になっていると思うのですけれど。例えば、もともと高校が4クラスだったということを考えて、中学校の定員をもう1クラス増やすというような考えとか、そういう議論というのは検討されていないのでしょうか。毎年、附属中学校、人気もありますし、入りたいお子さんもいっぱいいるので、いろんなバランスとかもあると思うのですけれど、もし例えば施設とかに余裕があるのであれば、1クラス中学校のほうから増やしていくというのも考え方としてあるのかなと、前から思っていたのですけれども、いかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

設備的に高校のほうは3クラス入る余裕はあるのですが、中学校はもともと3クラスで設定していますので、現状としては、募集した場合には教室が足りないということもありまして、現時点では検討しておりません。

【高橋委員】

物理的に難しいということなら、しょうがないのかなと思います。

【小田嶋教育長】

あと、高校の普通科1クラス分を幸高校のほうで増やしているということがあって、市全体の普通科の枠の幅というのもあるのではないかと思いますけど。今、あった理由も含めて、検討はしていないということでした。

ほかにございますか。

田中委員。

【田中委員】

細かいところで恐縮ですが、「志願資格」の4行目の「川崎市全域内に住所を有する者」ですが、これは住民票があるという意味でしょうか、それとも実態として住んでいるということでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

実態として住んでいるということでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号について、可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号は可決といたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 令和2年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 令和2年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 2、こちらのほうを御説明させていただきます。

報告事項No. 2「令和2年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告」につきまして御説明申し上げます。

令和2年度川崎市一般会計補正予算におきまして計上いたしました繰越明許費につきまして、繰越額が確定したことなどについて、令和3年第2回市議会定例会に報告をするものでございます。説明に当たりましては、市議会議案書から該当部分を一覧にして作成した資料を使用させていただきますので、資料の1枚目をごらんください。

「1 繰越明許費繰越額」でございますが、こちらは令和3年2月9日及び3月12日のこちらから教育委員会定例会で御説明させていただきました繰越額が確定したものでございます。まず初めに、産業教育振興事業につきましては、デジタル化に対応した工作機械の整備が、令和3年度になりますことから、「1,408万5,000円」を繰り越すものでございます。次に、橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業につきましては、土地所有者との調整により、国史跡指定地の取得が令和3年度になりますことなどから、「9,022万7,319円」を繰り越すものでございます。次に、教育文化会館・市民館施設補修事業につきましては、幸市民館・図書館のトイレ改修工事について、関係者との協議に不測の日数を要したため、「805万2,000円」を繰り越す

ものでございます。次に、宮前市民館・図書館整備事業につきましては、準備組合との協議に不測の日数を要したため、設計業務委託を、「2,717万6,000円」を繰り越すものでございます。次に、日本民家園施設整備事業につきましては、旧太田家住宅耐震補強工事などについて、関係者との協議に不測の日数を要したため、「4,692万6,000円」を繰り越すものでございます。次に、学校保健・安全管理事業につきましては、引き続き、令和3年度も市立学校の感染症対策に必要な衛生用品等を購入するため、「7,584万9,000円」を繰り越すものでございます。次に、義務教育施設整備事業及び高等学校施設整備事業につきましては、国の補正予算の活用や国庫補助の認承増により、令和3年度実施予定の事業を令和2年度補正予算で前倒しして計上したものや、関係者との協議に不測の日数を要したため、義務教育施設整備事業で「124億668万6,000円」、高等学校施設整備事業で「5,125万7,000円」を繰り越すものでございます。

次に、「2 事故繰越し繰越額」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度繰越明許予算として執行することとしていた学校の改修事業につきまして、令和2年度内の終了が困難なことから、「6億260万5,000円」を繰り越すものでございます。

なお、資料、次のページ以降に議会へ報告する「令和2年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」及び「令和2年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について」を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

報告事項No. 2の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。1点、質問をさせていただきます。義務教育施設整備事業のところで、「前倒しして計上したもの」という説明がございましたけれども、前倒したことで、この繰越額が増えたというところを、もう少し説明をいただけないでしょうか。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、お願いします。

【日笠庶務課長】

令和2年度の補正予算で、令和3年度で予算を確保したものを、令和2年度の補正予算で前倒しして執行することになったということで、繰越したということでございます。

【岩切委員】

令和3年の予定ものを前倒しして2年に持ってきて執行されたのならば、2年に使い切るものなのではないのかと思ったので、質問をさせていただいております。

【小田嶋教育長】

では、補足をお願いします。

【桑原庶務課担当係長】

御説明いたします。令和3年度の工事予定のものを、令和2年度の3月、補正をいたしまして、それを繰り越すことになると、実際工事は、令和3年度に工事をするのですが、財源につきましては、令和2年度のお金を3年度に執行するようところがございますので、イメージですと、令和3年度のお金を使うよりも、令和2年度の3月に国が補助金の補正を打ったので、そこで手を挙げまして、令和2年度内にお金を補正して、令和3年度に使えるように繰り越すということがございます。

【岩切委員】

実施されるのは、令和3年度ということになる・・・。

【桑原庶務課担当係長】

おっしゃるとおりです。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

すみません、前に説明を受けていたかもしれないのですが、事故繰越して何でしたっけ。繰越明許費は理解したのですが、事故繰越しというのがちょっと分からないので、もう一度教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【日笠庶務課長】

一般的に、災害など避けがたい事故のために、その年度内に、本来、年度内に支出を終わらせるべきものを終わらせられなかったということで、翌年度に繰り越したということがございます。今回の場合は、新型コロナの感染症の関係で、本来当該年度に執行すべきものを執行できずに、全部繰り越したということがございます。

【高橋委員】

すみません、題名が繰越明許費繰越額等ってあったので、この事故繰越しというものも、繰越明許費みたいなお金の入れ子みたいなのが発生すると思い込んでしまったのですが、単純に令和

2年の予算内で令和2年に執行するものが、コロナの影響でできなかったので、予算を繰り越して令和3年に執行しますというものという理解で合っていますか。

【桑原庶務課担当係長】

そうですね、理解したのかというところですけども、一応少し補足をさせていただきますと、一般的に、まず話ですけども、繰越明許費については先ほど御説明あったとおり、一旦、昨年度に繰越明許費という予算立てをして、それで確定を市議会に報告する。要は、一旦議会に枠というか、これぐらいお金を繰り越しますよというものが予定しているというところで繰越明許費でございますが、事故繰越額は、そのような繰越明許費のように、一旦議会へ、その枠というか予算立てをせず、災害、事故などで、市長の権限で繰り越すと。直近の6月の議会で報告をするといったものがございまして。

今回の御報告の工事でございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明があった、少し複雑でございまして、令和2年度で、先ほど御説明したように、令和2年度の繰越明許費予算で公告をする予定でございます。ただ、令和2年度の夏には、学校のほうで授業がございましたので、本来であれば一旦繰り越していますので、その予算を事故繰越しというものしかないので、令和2年度の繰越明許費を翌年度に繰り越すには事故繰越しという、国もそのような手続をしておりますので、繰越明許費をさらに繰り越す、事故繰越しというので、そのような手続を取っています。一般的な話と今回の話ではちょっと複雑ですけども、そういったところで今回報告をさせていただいているというところでございます。

【高橋委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

こういう質問の仕方でもよいでしょうか。原因による違いと手続方法による違いと両方あると思うのですが、今の聞いていますと、事故繰越し繰越額というのは、字を見る限り、原因によるものと思いましたがけれども、そうではなくて、手続によるものということですか。

【桑原庶務課担当係長】

そうですね、その側面もございます。

【谷村教育環境整備推進室長】

これは自治法上の決めでございまして、繰越明許費というのは、先ほど申し上げたとおり、予算の議決事項でございまして、一定の枠を繰り越しますよというのを事前に議会に議決をいただいたものでございます。事故繰越しというのは、先ほど申し上げたとおり、特に議決を要しないものでございまして、実際に何かの天災ですとか、そういったことで繰り越したものについての

報告を要するというようなことが法で定められておりますので、これを市長のほうで直近の議会で報告をするというようになってございます。

先ほど委員の申し上げたとおりでございまして、一見、理屈、理由のところ、繰り越したその事由についての枠のように見えますけども、おっしゃられるとおり、手続のところでは大きな差があるというようなことでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

9 議事事項Ⅱ

議案第6号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

なお、議案第6号及び議案第7号は、令和3年第2回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

「議案第6号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第6号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」御説明いたします。本件は、令和3年第2回市議会定例会に議案として提出するものでございます。お手元の資料の「黒川地区小中学校新設事業契約の変更について」、資料の1ページをごらんください。

初めに、「1 事業概要」でございしますが、本事業はPFI事業手法を用いて、はるひ野小・中学校の学校施設の設計・施工から完成後の維持管理、給食業務等を含め実施しているものでございます。

次に、「2 変更の理由」でございますが、事業契約書の別紙8に規定するサービス料4「小中学校給食業務費相当分」の改定に伴うものでございまして、毎年4月に児童生徒数が50人増減することに見直すこととされております。現契約では、1,600人をベースに50人増減することにより98万円を増減することとしております。

次に、「3 今回の変更金額」でございますが、令和3年4月当初の児童生徒数が1,491人となり、ベースとしております1,600人を100人以上が下回ったため、資料のとおり431万2,000円を減額し、契約終期までの支払い額に反映いたします。

なお、これまでの契約変更の経緯につきましては、2ページに一覧表を載せておりますので、御参照いただければと思います。

議案第6号の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございます。1点、質問ですけれども、この変更が今のタイミングになる理由というのは、何かございますか。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

今回の変更につきましては、児童生徒数の変化に基づいて変更契約をするものでございまして、毎年4月の児童生徒数を基準にやっているところでございますので、4月の確認をしまして、6月の議会にお諮りすると、そういうタイミングでございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

すみません、細かいところになるのですが、この資料の「3 今回の変更金額」の一番下の式ですけど、これは50人増減することだから、端数は切り捨てていいのですか。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

今回、端数というか、50人を基準に、100人以上の変更がございますので、端数は切り捨てで、50人分の変更が二つ、2回といたしますか、あったというような形になります。

【高橋委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号は議案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第6号は議案のとおり可決いたします。

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、議案第7号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案を1枚おめくりください。こちらは、令和3年第2回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、令和3年4月27日教育委員会会議の議案第4号でお諮りした「川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について」、本日の議案第6号で御審議いただきました「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」のほか、後ほど御説明いたします「令和3年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、議案第7号資料を御確認ください。表紙を1枚おめくりいただきまして、資料1をごらんください。こちらは下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料2をごらんください。こちらは市議会に提出する予算書から該当部分をまとめた資料でございます。こちらで説明させていただきます。「令和3年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、教育費予算の補正額については、53億2,778万9,000円を減額するものでございます。補正の内容といたしましては、「1歳入歳出予算補正」でございますが、高津小学校校舎等増築事業費で3,973万3,000円、教育環境整備事業費で1億5,367万2,000円、学校施設長期保全計画推進事業費で

51億3,438万4,000円の減額補正を行うもので、令和2年度における国の3次補正により追加の財源確保が見込まれるため、令和2年度3月補正予算におきまして、令和3年度実施予定の事業の一部を前倒しいたしました。今回、申請のとおり交付決定がございましたので、前倒しした事業費を令和3年度当初予算から減額するものでございます。

次に、「2 地方債補正」でございますが、義務教育施設事業費で35億6,000万円の限度額を減額補正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料3でございますが、議会へ提出いたします、『令和3年度川崎市一般会計補正予算書(その2)』を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

「令和3年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

それでは、最初の議案にお戻りください。今回提出予定の議案につきましては、ただいま御説明いたしましたとおりでございます。議案の各号いずれにおきましても意見はないものとしております。

議案第7号の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

御説明ありがとうございます。先ほど報告を受けた報告事項No.2の繰越明許費と今回のこの前倒しした事業費というのは関連があるのでしょうか。

【桑原庶務課担当係長】

関連がございまして、今回減額させていただきます事業費につきましては、先ほど御説明した繰越額の中に含まれているというところでございます。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中委員】

対応関係を教えていただけるでしょうか、どこがどうなっている。

【桑原庶務課担当係長】

対応関係でございますと、資料の2の先ほど御説明させていただきました、高津小学校の土地利用費、教育環境整備事業費、その下の学校施設長期保全計画推進事業費、今回減額補正いたします、この53億のこの金額については、先ほど繰越の報告で触れさせていただきました、1枚ものの資料でございます報告2でございますが、その義務教育施設整備事業、一応この中に含まれているというところでございます。

【田中委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第7号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時32分 閉会)